

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

産業廃棄物の適正な処理を確保するために、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**の使用が義務付けられています。

また、マニフェストの不交付等に対しては罰則が科せられるとともに、中間処理を委託したときは最終処分（埋立処分、再生等）を確認することが義務付けられています。

マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集運搬、処分の流れを排出事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するためのもので、産業廃棄物を処理業者に委託する排出事業者がマニフェストの交付が義務付けられています。

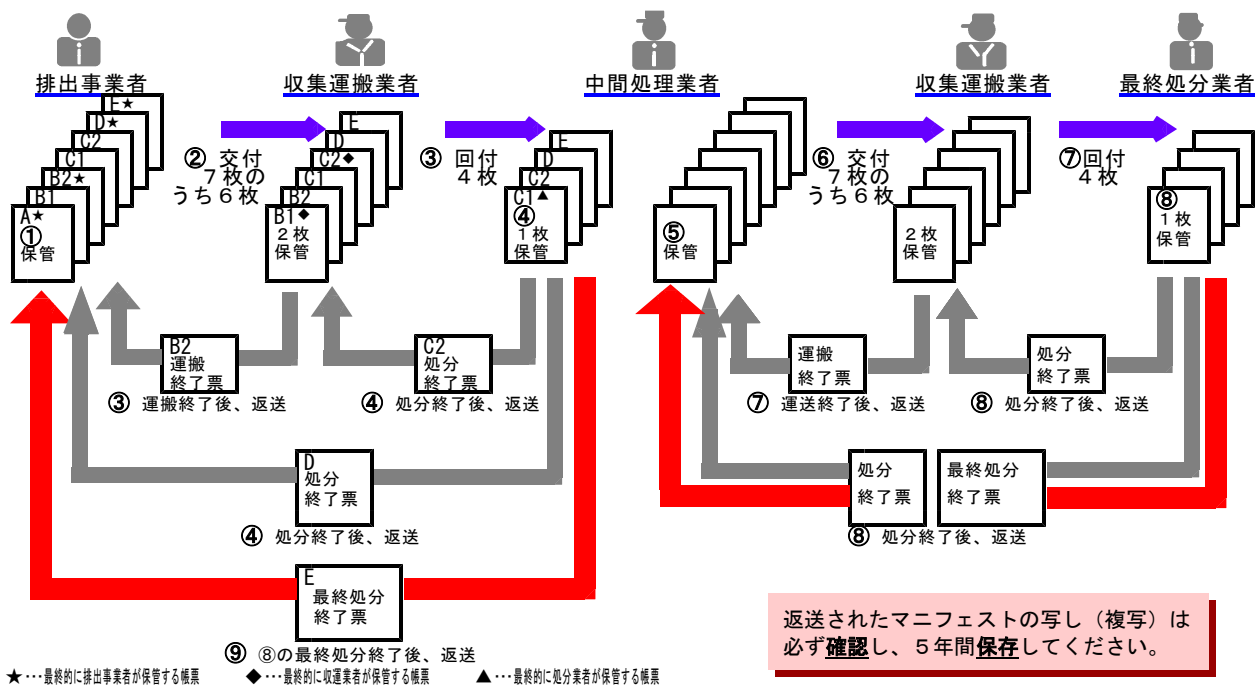
この制度は、産業廃棄物の処理を委託した排出事業者が、マニフェストを交付したのち、委託した処理が終了したときに、処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受け、その処理の終了を確認するものです。

【解説】

◎ 産業廃棄物管理票（紙のマニフェスト）の流れ

[法12条の3、12条の4及び12条の5関係]

- ① マニフェストに必要な事項を記入し、排出事業者（中間処理業者を含む。）は手元にマニフェスト（A票）1枚を保管します。
- ② 排出事業者は、産業廃棄物とともに、残り6枚を収集運搬業者に引き渡します。
- ③ 収集運搬業者は、排出事業者から処分業者まで産業廃棄物を運搬します。運搬終了後、「**運搬終了票（B2票）**」を排出事業者に送り（保管）、管理票の控え（B1票）1枚を保管し、残り4枚を処分業者に渡します。
- ④ 処分業者が産業廃棄物を処分します。処分終了後、「**処分終了票（D票、C2票）**」を排出事業者、収集運搬業者それぞれに返送し（保管）、処分業者が「**処分票（C1票）**」、「**最終処分終了票（E票）**」を保管します。
- ⑤～⑨ ④における処分が中間処理で、残さの最終処分（埋立、全量再生利用等）が別の者に委託される場合、中間処理業者は、当該残さの委託の際マニフェストを使用し、最終処分業者から最終処分の終了の旨記載された「**処分終了票**」を受け取った後、④で保管していた「**最終処分終了票（E票）**」を当該産業廃棄物の中間処理を委託した排出事業者に送付（保管）します。（④が最終処分の場合「**処分終了票（D票）**」と「**最終処分終了票（E票）**」は同時）



※マニフェストは「紙」のものと、パソコンを使った「電子情報（電子マニフェスト）」の2種類が定められています。上図は7枚ものの紙マニフェストの流れです。

(1) マニフェストの主な記載事項

- ① 交付年月日及び交付番号
- ② 委託者の氏名及び住所
- ③ 排出事業場の名称及び住所
- ④ 産業廃棄物の数量及び荷姿
- ⑤ 運搬先の事業場の名称
- ⑥ 最終処分を行った場所 など



産業廃棄物の引き渡しと同時に排出事業者がマニフェストを交付しなければなりません。

排出事業者の名称、住所等	交付年月日	年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名	産業廃棄物を実際に排出した事業場の名称、住所等		
	事業者	氏名又は名称		事業場	名称			
産業廃棄物の種類を記載（一般的な名称でも可） 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合、その旨を記載	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号	荷姿（図中下参照）を記載		
	産業廃棄物	種類	数量	備考・通信欄			荷姿	
最終処分（再生を含む）の場所	中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）						重量又は体積を単位とともに記載
	最終処分の場所	所在地						
収集運搬業者の名称、住所等	運搬受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	運搬先の事業場	名称	中間処理産業廃棄物の排出者のみ記載	
	処分受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	積替え又は保管	所在地 〒		電話番号
処分業者の名称、住所等	運搬の受託	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）		受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	積替保管を行う場合所在地等を記載
	処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）		受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日	
	最終処分を行った場所	所在地						積替保管の際に抜き取った有価物の量を記載
<small>（記載上の注意）</small> 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2 余白には斜線を引くこと。 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。								

(2) マニフェストの交付が不要の場合

次の場合は、マニフェストの交付が不要です。ただし、委託契約の締結は必要となります。

- ① 再生利用者（環境大臣特例認定、知事個別指定等）等に委託するとき
- ② 国、市町村・一部事務組合に委託するとき
- ③ パイプラインによる運搬・処理を委託するとき
- ④ 日本から海外への運搬を委託するとき など

(3) マニフェストの保存期間

マニフェストの交付者（排出事業者、中間処理業者）は、交付したマニフェストの控え（A票）を5年間保存しなければなりません。また、返送された運搬終了票（B2票）、処分終了票（D票）及び最終処分終了票（E票）についても5年間保存しなければなりません。

マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受けの禁止（法第12条の4第2項）

産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはいけません。違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則が適用されるとともに、措置命令の対象となります。

ただし、マニフェストの交付を要しない場合、電子マニフェストを使用、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などマニフェスト制度の適用が除外されている場合については対象外となります。

(4) マニフェストに関する報告等

マニフェストに関する知事又は政令市長（札幌市、函館市、旭川市）へ、次のような報告義務が課せられています。該当する排出事業者はホームページを参考に報告してください。

ホームページアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/manifesto.htm

① 交付状況等報告書

マニフェストを交付し産業廃棄物の処理を委託した実績について、種類、委託先を年度ごとに取りまとめ、報告することとされています。前年度分の実績を指定の様式により取りまとめ、**毎年6月30日までに循環型社会推進課に提出**してください。マニフェストを交付したすべての事業者が対象ですが、**電子マニフェストを利用して処理を委託した場合は、当該報告書の提出は必要ありません。**

② 措置内容等報告書

産業廃棄物の処理の委託に伴い、マニフェストを交付した排出事業者は、処理の状況を返送されるマニフェストの写し（B、D、E票）により確認しなければなりません。法律では、産業廃棄物の受託者は、運搬、処分が終了した日から10日以内に返送しなければならないことになっていますが、次のような場合、排出事業者は、その廃棄物の状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、その結果を**事業場所在地を所管する振興局に提出**してください。

- ・ 交付の日から90日以内に返送されないとき（特別管理産業廃棄物を委託した場合は60日以内、また、中間処理を委託した場合であって、最終処分、再生を確認するためのE票については、180日以内）
- ・ 運搬・処分者名、担当者、運搬終了日、有価物拾集量などの必要な事項が記載されていないとき、虚偽の記載があるとき

(5) 罰則等

マニフェストの不交付や虚偽のマニフェストを使用したときなどは罰則の対象になります。

- ① マニフェストを交付しなかった場合、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合、虚偽の事項を記載した場合など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 措置命令の対象範囲がマニフェストを交付しなかった者などにおよぶこともあり、この命令に違反した場合は罰則の対象になります（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）。
- ③ マニフェストの不交付や記載事項の不備、期限経過後の回付などの場合は、知事から勧告を受けることがあります、勧告に従わないときは公表や命令がされる場合があります。

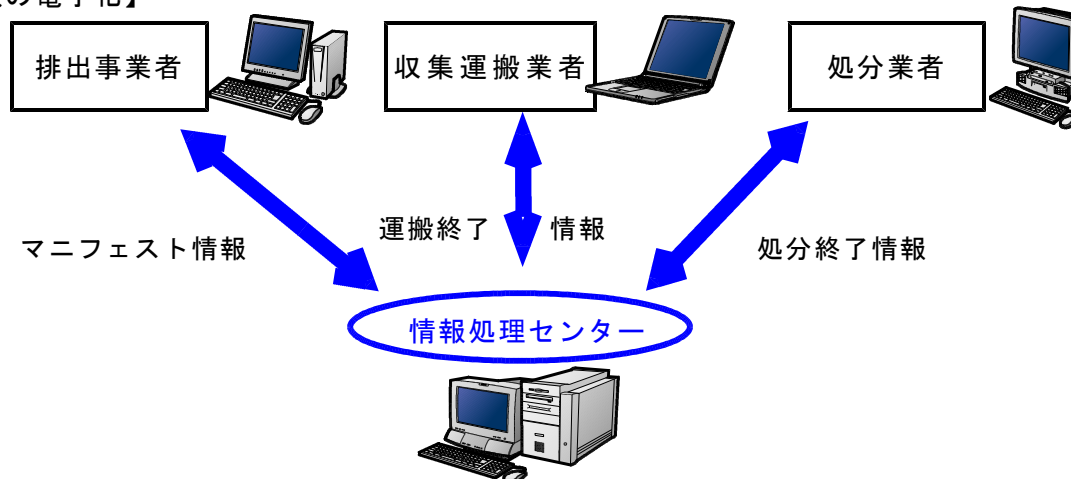
(6) 電子マニフェストとは

電子マニフェストは、処理に関する情報を電子情報化して処理の確認を行うものです。利用にあってはあらかじめ、電子情報の中継等を行う情報処理センター（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）に、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者すべてがそれぞれ登録する必要があります。

(7) 電子マニフェストシステムの特徴

- ① **処理状況を即時に確認可能**
管理票の照合や確認の事務が即時にパソコン、スマートフォン及びタブレットの端末上で可能です。
- ② **伝票の保存が不要**
紙マニフェストでは、管理票の5年間保存が義務付けられましたが、電子マニフェストでは、ホストコンピュータにマニフェスト情報を保存するため、事務所での管理票の保管が不要です。
- ③ **運搬・処分終了の自動通知**
情報センターは、産業廃棄物の運搬終了、処分終了報告を受け取ると、自動的に排出事業者へ電子メール等により通知する仕組みです。
- ④ **報告**
情報センターでは産業廃棄物の運搬終了、処分終了の報告期限をチェックするなど、業務量の軽減が可能です。また、**毎年度の知事への報告（交付状況等報告書）の提出の必要がありません。**

【情報の電子化】



(8) 電子マニフェストの一部使用義務化

2020年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50t以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合には、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

<マニフェストQ & A>

◎ 誰が交付するのですか。処理業者の方ですか？

マニフェストは、産業廃棄物を排出した事業者（排出事業者）が、産業廃棄物の処理を委託する際に、その都度、廃棄物の種類ごとに必要事項を記載して、処理を委託した産業廃棄物処理業者に交付しなければなりません。

◎ 収集運搬業者は運搬終了後、何日以内に運搬終了票を送らなければなりませんか？

また、マニフェストが一定期間を過ぎても戻ってこないときは？

産業廃棄物処理業者は、運搬又は処分終了後10日以内に返送しなければなりません。マニフェストが戻ってこないときは処理業者の方に確認してください。

また、排出事業者は、交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日、中間処理を経由するときの最終処分終了票は、最初のマニフェスト交付から180日）以内に戻ってこないときは、処理業者に確認したうえで、当該事業所の所在地を所管する知事（各振興局保健環境部環境生活課）又は政令市長に報告しなければなりません。

◎ 交付しなかった時、罰則はありますか？

事業者等がマニフェストを交付しなかった場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることがあり、虚偽のマニフェストの交付等についても罰則があります。

◎ 農業協同組合等が廃棄物の集荷場所を設けている場合の交付事務は？

農業協同組合等が農業者が排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客の輩出した使用済み自動車の集荷場所を提供する場合等であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、排出事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付等の事務を行っても差し支えありません。また、交付状況等報告書の報告者を、当該集荷場所の提供者としても差し支えありませんが、その際は、廃棄物の種類毎に各排出事業者名の一覧を添付してください。

なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあります。

<マニフェストに関するお問い合わせ先>

種 別	お 問 い 合 せ 先	ホームページ
電子マニフェスト	〒102-0084 東京都千代田区二番町3 麴町スクエア7階 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 電話番号（JWNET [®] -センター）：0800-800-9023	http://www.jwnet.or.jp/
紙マニフェスト	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル5F 公益社団法人 北海道産業資源循環協会 電話番号：011(241)7611	http://www.sanpai.or.jp/

※家電リサイクル法でも「管理票」が制度化されていますが、別の制度です。